

# 愛媛県バドミントン協会規約

## 第1章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 本会は、愛媛県バドミントン協会（以下「本会」という。）と称し、事務所は事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、県内バドミントン愛好者及び団体の中核機関となり、バドミントンの健全なる普及と発展を図り、併せてスポーツ精神の啓蒙と体力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日本バドミントン協会並びに関係諸機関及び諸団体との連絡協議
- (2) 各種競技大会及び講習会等の開催
- (3) 全国大会及び対外競技大会への選手派遣
- (4) 競技の指導、普及及び強化
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織及び会員

(組織)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する次のアマチュア競技団体をもって組織する。

- (1) 県内各市町支部協会
- (2) 愛媛県実業団バドミントン連盟
- (3) 愛媛県クラブバドミントン連盟
- (4) 愛媛県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (5) 愛媛県教職員バドミントン連盟
- (6) 愛媛県中学校体育連盟バドミントン専門部
- (7) 愛媛県レディースバドミントン連盟
- (8) 愛媛県小学生バドミントン連盟

(会員)

第5条 本会の会員になろうとする者は、毎年本会で定めた登録料を添えて、次の登録しなければならない。

(1) 競技者登録

各種大会に競技者（監督、コーチ、プレーヤー等）として参加しようとする者

(2) 支援者登録

本会役員、審判員、指導員、学校顧問等として競技者を支援しようとする者

## 第4章 役員

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、若干名を副理事長又は常務理事とし、副理事長又は常務理事のうち、1名を事務局長とする。

第7条 本会は、必要に応じ総会の議を経て、名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

### (選任)

第8条 会長及び副会長は、総会において選任する。

- 2 理事は、総会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 理事長、副理事長、常務理事及び事務局長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- 4 監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。

### (職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指示を受け、会務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、会務を分掌する。
- 6 事務局長は、事務局の事務を統轄する。
- 7 理事は、会務を執行する。
- 8 監事は、毎年会計を監査する。

### (任期)

第10条 本会の役員任期は、2年間とし、再任は妨げない。

- 2 補充役員任期については、前任者の残任の期間とする。

## 第5章 機関

### (機関)

第11条 本会の機関は、総会、理事会及び常務理事会とし、必要に応じて専門委員会を置く。

### (総会)

第12条 総会は、会長、副会長、理事及び第4条に掲げた組織団体代表者で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業及び収支決算の報告並びに承認
- (2) 規約の改廃
- (3) 事業計画の承認
- (4) 役員を選任

(5) 登録料の決定

(6) その他重要事項

第13条 総会は、毎年1回会長がこれを召集し、必要に応じ臨時総会を召集することができる。

(理事会等)

第14条 理事会は会長、副会長、常務理事及び理事、常務理事会は会長、副会長及び常務理事をもって構成し、総会より委嘱された事項の審議及び事業計画の執行を分掌する。

第15条 理事会及び常務理事会は、必要に応じて会長が召集する。

(議長)

第16条 総会、理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第17条 本会の機関は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決は出席者の(委任を含む。)の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

## 第6章 経費及び会計

(経費及び会計)

第18条 本会の経費は、登録料、大会参加料、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 賞罰

(賞罰)

第20条 本会の発展に功績のあった者は、常務理事会の議を経て表彰することができる。

第21条 本会の目的に違反した団体及び個人は、常務理事会の議を経て除名し、又は大会への出場を停止することができる。

## 第8章 規約の改廃

(規約の改廃)

第22条 本会の規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

### 附 則

1 本規約に記載されていない事項については、常務理事会において決し、総会の承認を得るものとする。

2 本会の規約は、昭和51年4月1日より施行し、従来規約は廃止する。

### 附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## 専門委員会内規

第1条 愛媛県バドミントン協会規約第11条の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）に関する内規を定める。

第2条 委員会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技審判委員会
- (3) 指導・強化委員会
- (4) 広報委員会

第3条 委員会の業務分担は、別表のとおりとする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、理事長が推薦し、会長が委嘱する。

第5条 委員会は、必要に応じて開催する。

2 議題が他の委員会に関連する場合は、当該委員長が理事長と相談の上、合同会議を開催することができる。

第6条 理事長、副理事長及び事務局長は、委員会に出席することができる。ただし、議決には加わらない。

第7条 委員長は、委員会で審議した事項について、議事録を作成し、事務局に提出しなければならない。

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

## (別表) 業務分担表

総務委員会

- 1 規約の改廃に関すること。
- 2 総務に関する規程等の立案及び改廃に関すること。
- 3 予算、決算に関すること。
- 4 事務局の事務補助に関すること。
- 5 大会当日の総務に関すること。

- 6 その他総務に関すること。

#### 競技審判委員会

- 1 競技審判に関する規程等の立案及び改廃に関すること。
- 2 ランキング及びランク分けに関すること。
- 3 県選抜選手権大会の選手選考に関すること。
- 4 大会の競技要綱に関すること。
- 5 大会の組合わせに関すること。
- 6 大会当日の競技運営及び審判に関すること。
- 7 審判講習会に関すること。
- 8 講師及び審判員派遣に関すること。
- 9 その他競技審判に関すること。

#### 指導・強化委員会

- 1 指導、強化に関する規程等の立案及び改廃に関すること。
- 2 指導、強化に関する講習会の開催に関すること。
- 3 強化練習会（合宿を含む。）の開催に関すること。
- 4 講師（審判関係を除く。）派遣に関すること。
- 5 大会当日の競技運営の補助に関すること。
- 6 その他指導、強化に関すること。

#### 広報委員会

- 1 広報に関する規程等の立案及び改廃に関すること。
- 2 協会ホームページの作成、管理に関すること。
- 3 協会機関紙等の発行に関すること。
- 4 大会当日の記録作成に関すること。
- 5 報道機関等との連絡調整に関すること。
- 6 その他広報に関すること。

## 愛媛県バドミントン協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、愛媛県バドミントン協会（以下「本会」という。）の発展に貢献した個人及び団体を永く表彰し、もって本県バドミントン競技の進展に資することを目的とする。

(表彰の種類等)

第2条 この規程による表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞
- (3) 優秀指導者賞
- (4) 感謝状

第3条 前条による表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞

本会会員で、常務理事以上を歴任し、本会の振興発展に貢献し、その功績が顕著であると認められた者

- (2) 優秀選手賞

本会会員で

- ア 国際競技会に日本代表として、出場した者
- イ 国民体育大会に本県代表選手として、3回以上出場した者
- ウ 本会の推薦を得て出場した全国大会で、優勝した者又はこれに準ずる者
- エ 四国大会以上の大会で、3年連続優勝した者
- オ その他特に表彰に値すると認められた者

- (3) 優秀指導者賞

個人又は団体の育成、指導に貢献し、その功績が顕著であると認められた者

- (4) 感謝状

本会の運営に協力のあったもので、表彰に値すると認められた個人又団体

第4条 第2条第1号による表彰は、原則として終生1回とする。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、常務理事会をもってこれに充てる。

(候補者の推薦)

第6条 候補者の推薦は、本会常務理事及び各連盟会長並びに各市町村協会長が行う。

2 推薦の期限は、原則として毎年度2月末日とし、3月末日までに選考委員会を開催して受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

第8条 表彰は、原則として毎年度最初の本会主催大会で行う。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 愛媛県バドミントン協会ランク分け基準

- 1 単と複のランク分けは別とする。ただし、単が上位ランクの者は、複もそのランクとし、単又は複のどちらかにしか参加経験のない者については、参加経験のある種目のランクとする。
- 2 年代別大会で、30歳以上の部の参加者がランク分け大会に参加する場合は、その都度競技審判委員会で協議する。
- 3 前年度高校卒業者は、高校在学中の個人戦大会において、四国大会以上への参加経験者を1部ランクとし、その他の者については、その都度競技審判委員会で協議する。
- 4 上位ランクと下位ランクの複は、上位ランクとする。
- 5 各ランクの昇格に関しては、以下による。ただし、当該種目の参加数によっては、この限りでない。
  - (1) 4部から3部 過去2年の間に4部に参加し、試合に勝利してベスト4以上の成績を挙げた者
  - (2) 3部から2部 過去2年の間に3部に参加し、試合に勝利して準優勝以上の成績を挙げた者
  - (3) 2部から1部 過去2年)の間に2部に参加し、試合に勝利して優勝した者
- 6 各ランクの降格に関しては、以下による。ただし、本人の申し出(大会申し込み時)による。
  - (1) 各ランクとも参加した2大会に連続して初戦で敗退した者
  - (2) 過去2年間愛媛県バドミントン協会の主催する大会に参加していない者
- 7 以上によりランク分け困難な場合は、その都度競技審判委員会において協議する。

### 附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

## 国体及び国体四国予選会県代表選手選考基準

平成10年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 平成17年4月1日

改正 平成24年4月1日

- 1 県予選会に出場した選手の中から選考する。
- 2 県予選会は、成年の部は単・複を、少年の部は単のみを実施する。
- 3 県予選会は以下のとおりとする。
  - (1) 成年の部… 男子・女子
  - (2) 少年の部… 男子・女子
- 4 県予選会は、原則としてトーナメント戦にて実施し、単においては、3位決定戦、必要な場合は2位決定戦を行い、その結果を参考にして各種目ごとに県代表選手3名を選出するものとする。
- 5 県代表選手としてふさわしくない言動があったと認められる選手については、選考対象から除外する。
- 6 県代表選手は、競技審判委員会及び監督の報告を得て、常務理事会にて最終決定する。

## グランドチャンピオンシップ（選抜大会）選手選考基準

平成10年4月1日

改正 平成15年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成24年4月1日

その年度において、次に掲げる成績を挙げた者を候補選手とする。

- 1 県総合社会人選手権大会
  - ・1部：ベスト4以上の者
- 2 四国総合選手権大会県予選
  - ・一般（1部）：ベスト4以上の者
  - ・一般（30歳以上の部）：ベスト2以上の者
- 3 県選手権大会
  - ・一般の部（1部）：ベスト4以上の者
  - ・一般の部（30歳以上の部）：ベスト2以上の者
  - ・高校生の部：ベスト4以上の者
  - ・中学生の部：ベスト2以上の者
  - ・小学生の部：ベスト2以上の者
- 4 全日本ジュニア選手権大会県予選
  - ・ジュニアの部：ベスト2以上の者
  - ・ジュニア新人の部：ベスト2以上の者
- 5 全日本中学生選手権大会県予選
  - ・ダブルス：ベスト2以上の者
  - ・シングルス：ベスト4以上の者
- 6 全国ABC大会県予選
  - ・Aグループ：優勝者
- 7 国体県予選会
  - ・ベスト4以上の者
- 8 四国大学総体
  - ・個人戦：ベスト4以上の者
- 9 四国高専大会
  - ・個人戦：ベスト4以上の者
- 10 県高校総体
  - ・個人戦：ベスト4以上の者
- 11 県高校新人大会
  - ・個人戦：ベスト4以上の者
- 12 県中学総体
  - ・個人戦：ベスト2以上の者

13 県レディース選手権大会

- ・ Aクラス：ベスト2以上の者

14 県教職員選手権大会

- ・ 一般：ベスト2以上の者

15 県実業団大会（個人戦）

- ・ 1部：ベスト2位以上の者

16 その他

(1) 複で、同一人が重複した場合は、該当者に選択を委ねる。

(2) 各選考大会において、未勝利で選考基準を満たした者の取扱いについては、競技審判委員会が決定する。

## 各種大会における申し合わせ

平成10年4月1日  
改正 平成15年4月1日  
改正 平成18年4月1日  
改正 平成24年4月1日

- 1 大会全般について  
各大会は4部まで設ける。
- 2 国体県予選会について  
成年の部は単・複の試合を、少年の部は単の試合のみを実施する。
- 3 混合選手権大会について  
学生、生徒及び児童の選手権の部への出場を認める。
- 4 団体総合選手権大会について  
試合は、1部は2複3単、2部以下は2複1単とする。
- 5 四国総合選手権大会の選手選考について
  - (1) 県予選に参加している者の内から選考する。
  - (2) 各県割当枠内を選考し、欠員を生じても、繰り上げ選考は行わない。ただし、試合成立のため要請があった場合には、競技審判委員会協議の上出場を認める場合がある。
  - (3) 枠内における複の組み替えは、不可とする。
- 6 その他  
各大会において、男子が女子の部、女子が男子の部に出場することは、認めない。

## 参加料についての申し合わせ

平成10年4月1日

- 1 団体戦において、高校生以下が一般に加わった場合は、一般参加料とする。
- 2 個人戦複において、一般と高校生以下が組んだ場合は、一般料金とし、一般の部単に出場した場合は、高校生以下の参加料とする。
- 3 愛媛県選抜選手権大会の参加料は、無料とする。